

一般社団法人北海道バレーボール協会コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための基本方針、組織体制及び運営方法等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）の定款、JVA諸規程類、本会定款、規程及びそれらに付随する社会規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

(基本方針)

第3条 本会は、北海道におけるバレーボール団体を統括し代表する団体としてコンプライアンスを最優先の重要課題の一つとして認識し、バレーボール、ソフトバレーボール及びビーチバレーボールの普及、振興を図り、業務推進及び競技運営に当たるものとする。

(適用)

第4条 この規程の適用対象者は、次に定める「本会関係者」とする。

- (1) 本会に登録された個人（選手及びチーム関係者）又は団体（チーム）
- (2) 本会に登録された指導者、審判員及び判定員等資格保有者
- (3) 本会の社員、役員及び委員会委員
- (4) 本会の名誉会長、顧問、参与、会長及び副会長
- (5) 本会の事務局職員

第2章 義務

(行動規範)

第5条 本会関係者は、第3条の基本方針を踏まえ、法令等を遵守するだけでなく、自ら或いは自らが関係する団体の利益となるような言動・行動・活動を慎み、スポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボール、ソフトバレーボール及びビーチバレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第6条 本会関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の本会関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の本会関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為

2 法令等違反行為の例として、次の行為がある。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (2) 競技のため、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること又は使用させること
- (3) 選手の勧誘・入部・移籍に関連し、選手にこれらを強要すること。または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校又は後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合、合宿等の交通費及び宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、他県バレーボール協会から承認された招待試合を除く）
- (5) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うこと
- (6) バレーボール、ソフトバレーボール及びビーチバレーボールに関して授与された賞杯、メダル及び副賞を金銭に換えること
- (7) 不当な会計処理を行うこと
- (8) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、また、反社会的勢力とのあいだで、車及び金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと
- (9) 未成年者による飲酒及び喫煙
- (10) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、保持又は使用
- (11) 本人の同意なく、個人情報をも目的外に使用し又は第三者に開示する行為
- (12) その他、著しくスポーツパーソン、スポーツ関係者として品位及び名誉にかける行為

第3章 組織体制

(倫理委員会)

第8条 本会に、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために、次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況、点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(組織)

第9条 倫理委員会の委員（以下「委員」という。）は、本会の副理事長、本部長及び学識経験者をもって組織する。

- 2 学識経験者は、理事会が選考し、理事長が委嘱する。
- 3 倫理委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(開催)

第10条 倫理委員会は、委員長の招集により開催し、その議長となる。

(決議)

第11条 倫理委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数の賛成によって決する。

(研修会)

第12条 本会は、次に掲げる目的のため、必要に応じて研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高め、理解を促す
- (2) コンプライアンスに関して正しい知識を付与する
- (3) コンプライアンスの実践について動機づけを図る

第4章 法令等違反発生時の対応

(通報)

第13条 本会関係者は、他の本会関係者の第6条の法令違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに本会事務局を通して倫理委員会に通報しなくてはならない。

(事実確認の調査)

第14条 倫理委員会は、本会関係者等から前条の法令等違反の通報があったとき及び自ら前条の法令等違反の疑いのある行為を認識したときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 調査に当たっては通報者に迷惑が及ばないように十分に配慮しなければならない。

(調査への協力)

第15条 前条の調査に当たり、協力を求められた場合は、本会関係者は協力しなくてはならない。

- 2 倫理委員会は、前条の調査に当たり、本会関係者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に応じなければならない。

(理事長への報告)

第16条 倫理委員会は、調査の結果、法令等違反行為が行われたことが確認されたときは、次の事項を本会理事長に報告しなければならない。

- (1) 法令違反行為の具体的内容
- (2) 法令違反行為を行った者の氏名・所属又は団体名等
- (3) 法令等違反行為の具体的内容が行われた年月日
- (4) 法令等違反行為が行われた背景、事情
- (5) その他法令等の違反に関すること

(再発防止策)

第17条 本会は、法令等違反行為が行われたことが確認されたときは、法令等違反が生じた原因を究明し、是正措置をとるとともに、再発防止策を講じなければならない。

(報復行為の禁止)

第18条 本会及び本会関係者は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対し、除名等のいかなる不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 本会及び本会関係者は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の練習環境等が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。また、通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせを行った本会関係者がいた場合は、処分することができる。

(通報者への報告)

第19条 本会は、実名報告者に対しては、事実関係の調査及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく報告しなければならない。

第5章 処 罰

(懲戒処分)

第20条 本会は、法令等違反行為を行った本会関係者に対して、次の処分を行うことができる。また、下記処分は併科することができる。

- (1) 第4条第1項第1号の「登録された個人（選手及びチーム関係者）又は団体（チーム）」については、登録抹消、競技会への出場停止、戒告、その他必要に応じた処分
- (2) 第4条第1項第2号の「登録された指導者、審判員及び判定員等資格保有者」については、嚴重注意、期限付き又は無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分
- (3) 第4条第1項第3号及び第4号の「社員、役員及び委員会委員」及び「名誉会長、顧問、参与、会長及び副会長」については、嚴重注意、譴責、勧告、解任、その他必要に応じた処分
- (4) 第4条第1項第5号の「事務局職員」については、解雇、その他必要に応じた処分

- 2 前項の処分は、倫理委員会の決議を経て、本会理事会で決定する。

(免責の制限)

第21条 本会関係者は、次に掲げることを理由として責任を逃れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本会の利益を図る目的で行ったこと

(弁明機会の付与)

第22条 本会は、第20条の処分にあたっては、事前に、当該本会関係者に対する弁明の機会を設けなければならない。

(処分理由の提示)

第23条 本会は、第20条の処分を行うにあたっては、当該処分と同時に、被処分者に対して、処分の理由を示さなくてはならない。

(不服申立手続き)

第24条 第20条の処分を受けた本会関係者は、理事会に対して、当該処分につき不服を申し立てることができる。不服の申し立ては、被処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面をもって、申し立てなければならない。

2 前項の不服申し立てを受けたときは、理事会は処分理由の有無及び処分手続きの適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

3 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申し立てはできない。

(損害賠償)

第25条 本会は、法令違反行為を行った本会関係者が本会に損害を与えた場合、当該本会関係者に対して、損害賠償を求めることができる。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。

(経過規定)

2 この規程の施行前の行為に対する処分の適用については、なお従前の例による。

(北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程の廃止)

3 北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程は、廃止する。

(北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程細則の廃止)

4 北海道バレーボール協会競技者及び役員倫理規程細則は、廃止する。

制定 令和6年9月14日